

財務部会規程

(総 則)

第1条 この規程は、総合企画委員会規程第9条の規定に基づいて設置された、財務部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

(審議事項)

第2条 この部会は、本会の財政の確立、管理、調整など財務に係る事項を審議する。

(部会委員及び部会長)

第3条 部会は、次の部会委員をもって構成し、会長が委嘱する。

(1) 総合企画委員会委員長が、総合企画委員会の中から指名する若干名の部会委員

(2) 総合企画委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の部会委員

第4条 部会の部会長は、総合企画委員会委員長が、総合企画委員会委員の中から指名し、会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 部会委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(部 会)

第6条 部会は、部会長が招集して、その議長となる。

第7条 部会の議事は、この部会委員の合意により決定する。

(補 則)

第8条 その他部会について必要な事項は、総合企画委員会で定める。

附則1

1. この規程は、平成9年10月16日から施行する。

附則2

1. この規程は、平成17年6月8日から施行する。

附則3

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。